

平成 30 年 12 月 4 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢成文でございます。

私は、まず、東電の賠償責任の強化についてお伺いをしたいと思います。

これは政府参考人の方にですけれども、賠償措置額、この千二百億円の上げが見送られました。このことと関連して、東電の方は二〇一七年度末で千三百二十八億円の巨額の当期純利益を計上する。この東電の責任、要するに賠償措置額よりも単年度で多い利益を計上している東電の責任が余りにも小さ過ぎるんじゃないかと私は思っておりまして、その責任を強化する必要性について政府はどのように考えておられますでしょうか。

○政府参考人（村瀬佳史君） お答え申し上げます。

福島第一原発事故の対応に伴い必要となる資金は二十二兆円になるわけでございます。まず、この福島第一原発事故への対応につきましては、事故を起こした東京電力自身が主体的に最後まで責任を持つて行うことが大原則だというふうに認識してございます。

二〇一六年に福島事故への対応について閣議決定をいたしました福島復興指針に基づきますと、廃炉に要する資金八兆円につきましては、東電自身による経営改革を通じて捻出するという方針になってございます。また、被災者賠償費用七・九兆円につきましても、東京電力を始めとする原子力事業者が負担金によって納付を毎年度行っていくということになってございます。

この廃炉に要する八兆円につきましては、長期にわたる福島事故の廃炉に要する資金の確保ということで、昨年、原賠機構法の改正をいただきまして、東電に対して、その生み出した利潤等も含めて福島第一原発の廃炉のための資金として積み立てるという制度を創設をいたしましたところでございます。初年度に当たります二〇一七年度におきましては、原賠機構において議決した将来への備えも含めた金額である約四千億円を経産省として認可をした

ところでございます。今年度も実際にこの中から廃炉費用を東電は支出しているわけでございます。

こういった枠組みの中でしっかりと東京電力が主体的に責任を果たすよう、指導を引き続きしっかりとしてまいりたいと考えてございます。

○松沢成文君 単年度で千三百億を超える利益を上げている東電が賠償措置額の千二百億円を超える純利益を上げている、その東電の責任の強化というのが法案に盛り込まれてないというのは、私は国民には理解は得られないというふうに思っています。

そこで、村瀬部長、ちょっとこれ、今日の新聞報道にあったんで通告ができなかったんですけれども、部長の担当の原発輸出についてちょっと考え方お聞かせいただきたいと思うんですが、今朝の日経新聞で、政府が官民連合で取り組んでいるトルコの原発建設計画を断念する方向で最終調整に入ったと報じられていますが、これは事実でしょうか。

○政府参考人（村瀬佳史君） 報道については承知を申し上げますけれども、トルコでの原発建設計画につきましては、現在協議を行っているところでございまして、何らかの決定がなされたという事実はございません。

○松沢成文君 日本のインフラ輸出戦略の目玉の一つがこの原発のインフラ輸出なんですね。

ただ、これまで、ベトナムで頓挫し、リトアニアで頓挫し、トルコももう相当厳しくなってきた。これ、最後に残ったのが今ブレグジットで混乱しているイギリスなんですよ。日立製作所がイギリスと組んで原発を造ろうということなんですね。このイギリスの事業でも、実は、原子力損害賠償責任の軽減、免除というのが大きな問題として残っていると聞いています。

イギリスの制度では、原発事故が発生した場合の事業者責任は、日本と異なって、有限責任となっているんですね。イギリスの事業で一定の賠償額を超えた部分の責任負担はどのよ

うに整理されているのでしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) 現在、御指摘いただきました英国における原発建設計画につきましては、事業者が今後様々な検討を行っていくという状況と承知してございます。

政府としてはその状況を見守りたいと考えてございますが、賠償につきまして御質問いただきましたけれども、そういった詳細については、個別の民間事業の事業に関することとございますのでお答えを控えさせていただきたいと思ひますし、詳細、この時点で私は承知を申し上げてございません。

○松沢成文君 イギリスの原発の建設について、この安全対策費も含めてばあっと事業費が大きくなっちゃっているんですよ。

その負担は、実は、イギリス政府と日立、それから現場の事業者、更に日本政府もそれに加わるというスキームになっているんですね。これは日本の政府系金融機関の融資であります。そうすると、原発の損害賠償について、日本は無責任ですよ、事業者に対して。東電は一応形では無責任になっています。イギリスは有限責任ですよ。

じゃ、イギリスの原発でもし事故が起こった場合に、日本政府はどうするんですか。この責任を負うんですか。

○政府参考人(村瀬佳史君) 今御指摘いただきましたプロジェクトにつきましては、現時点で日本政府といたしまして政策的支援を含めて具体的に何らかの決定を行ったという事実はございません。したがって、先ほど申し上げたように、民間事業として、事業者において様々な検討が今後行われているという状況でございますので、その状況を見守ってまいりたいと考えてございます。

今御指摘いただいたように、海外の制度ということで申し上げますと、イギリスも御指摘のように有限責任を採用しているということでございますけれども、そういった環境の中で適切なプロジェクトを検討していくものだというような認識でございます。

○松沢成文君 日本は原発事業者の無限責任ということになっていますが、そのつじつま合わせを政府系の機構が融資して埋めているわけですね。ですから、責任がはっきりしていないんです。こういうことをやっているから、海外の原発でも、まあ日本政府が最後面倒見してくれるんじゃないかって誤解も生むことになりますので、このところはきちっと整理をしていただきたいと思います。

次に、東電が計上する巨額の利益の恩恵にあずかる東電の株主や、東電への巨額の融資で大きな利益を上げている銀行の責任を明確化すべきという意見もございますけれども、これについては政府はどう考えますでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） そうした議論があることは承知をしております。

ただ、破産事業者が破産等によって法的整理を受けた場合には、既に実施をされている被害者への賠償、事故収束、廃炉の着実な実施、電力の安定供給等に支障が生じ、国民生活、国民経済に重大な支障を生じさせるおそれがありますから、原賠・廃炉機構法による資金援助によりまして事事故事業者の破産等を回避し、将来の収益をもって廃炉、賠償の責任を果たすようにすることが結果として国民負担の最小化に資すると考えております。

ただ、その上で、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会の報告書においては、法的整理により、株主、金融機関等のステークホルダーに公平な負担を求めるべきであるとの指摘があるということを明示した上で、法律上は原子力事故を契機として会社更生手続等の法的整理を原子力事業者自身が選択する可能性を否定できないとして、国は、見直し後の原賠制度において対応可能な事項、対応困難な事項等を整理し、万が一の事態に備えておくことが重要であるとしております。

これを踏まえて、文部科学省としては、法的整理や利害関係者の負担に関する考え方について、引き続き必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 株主と金融機関の責任の明確化というのをしっかり答えていただかないと。

それ前段だと思うんですね、多分。

○政府参考人（村瀬佳史君） 原賠機構法附則第三条におきましては、株主その他の利害関係者に対して必要な協力を求めなければならないと規定されてございまして、事故事業者は交付国債の発行を伴う特別資金援助を受ける者として、関係者に対して特別事業計画に基づいて必要な協力の要請を行う仕組みが措置されていると承知してございます。

東京電力につきましては、東京電力の株主及び貸し手の責任について、東電が機構と共同して作成し、二〇一二年四月に認定を受けております総合特別事業計画以降、株主に対しては当面の間、無配を継続すること、金融機関に対しては借換え等により与信を維持することなどが要請されてございまして、関係者に対する一定の責任を求めてきたものと承知してございます。

このようなことにつきましては、今後も、二〇一七年五月に認定をされております新々総合特別事業計画に基づきましてしっかりと履行されていくということだと認識しておりますが、政府としてもこれをしっかりと確認していきたいと考えてございます。

○松沢成文君 とはいえ、株主は株式を売却することで資金を回収することができるんですよね。それから、銀行は貸付金が生み出す多額の利息収入を得続けていることには変わりはないわけです。とりわけ、銀行大手三行、原発事業についての一切のリスクを負担せずに、利息収入による恩恵にあずかっているんじゃないでしょうか。

これ、局長、原発事故、二〇一一年三月の事故から現時点までに東電が銀行からの借入金に対して払った利息の総額、幾らだか御存じですか。

○政府参考人（村瀬佳史君） 今、手元に数字を持ってございません。

○松沢成文君 私の手元にある資料では、二〇一一年三月から二〇一六年六月までに大手銀行に払った利息、千九百九十三億円ですよ。いや、すごい額であります。銀行にしてみれば貸倒れないわけです。最後、政府が穴埋めしてくれますから、こんな楽な融資ないですよ。

それで、もうこの四年間で、五年間か、二千億近い利益を上げているんですよ。何にも責任取っていない。これは私は納得得られないと思いますね。

最後に、私たちは、国策で進めた原発は国が買い取る制度を創設するなど、国が責任を持って廃炉まで進めて、最終的に原発をなくすべきだと考えています。また、それまでの、原発をフェードアウトさせる間に発生した原発事故による損害賠償は、国策として進めてきた以上、最終的に国が賠償責任を負担する仕組みも明確にすべきだと考えています。

そこで、現状では電力会社の破綻処理についての規制が、先ほど大臣言っていましたけど、なされていません。これをやっぱり整備すべきじゃないですか。そうすることによって、株主や金融機関の責任の明確化にもつながっていくんじゃないでしょうか。いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣（柴山昌彦君） 現状においては、先ほど村瀬部長からお話があるとおり、限定的にはありますけれども、ステークホルダーが責任を負うような仕組みができています。その上で、今後の大きな仕組みとして、まさしく株主、金融機関等の利害関係者、ステークホルダーに公平な負担を求めるためには、会社更生手続等の法的整理を原子力事業者自身が選択する可能性を否定できないという指摘の上で専門部会の報告書において記載がされているということだと承知をしております。

これを踏まえて、文部科学省としては、法的整理や利害関係者の負担に関する考え方について、必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 以上です。ありがとうございました。